

## 平成26年度発注者支援業務等に関する民間事業者からの質問及び回答

### Q1 ヒアリングについて

民間競争入札実施要項では”書類審査では申請書類に記載された内容の確認を行う。また、必要に応じ、以下の事項についてヒアリングを実施する可能性がある。”となっているが、中国地方整備局ではどのように取り扱うのか

A1 中国地方整備局発注の発注者支援業務等では、全ての業務でヒアリングを実施します。

### Q2 発注見通しの公表について

積算資料作成業務（電気・機械）、工事監理業務（電気・機械）の発注見通しを、発注者支援業務等と同時期に行って欲しい。

A2 積算資料作成業務（電気・機械）、工事監理業務（電気・機械）、道路情報管理、道路情報連絡の発注見通しを、発注者支援業務等の発注見通しに含めて公表します。

### Q3 入札参加事業者確認資料送付書（様式2）について

入札参加事業者確認資料送付書（様式2）に押印する代表者印については、契約事務を行う支社長の印でもよいのか。

A2 入札参加事業者確認資料送付書（様式2）に押印する代表者印については、支社長印ではなく、会社代表者の印で提出して下さい。